

◎新しい公共支援基金条例（条例第2号）

- 1 教育、子育て、まちづくり等を県民、営利を目的としない団体及び事業者が県、市町村等と共に支える体制、活動等である新しい公共を担う営利を目的としない団体の自立的な活動を支援するための事業に要する経費の財源に充てるため、新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - (2) この条例は、平成25年12月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

◎医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 医療施設耐震化臨時特例基金条例の有効期限を平成30年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例基金条例（条例第4号）

- 1 子宮頸がん及び肺炎球菌等による感染症の予防に係るワクチンの接種を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - (2) この条例は、平成24年6月30日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

◎介護サービス施設等整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 介護サービス施設等整備臨時特例基金の設置の目的に介護サービスを提供する小規模な施設等の防災機能の強化等及び高齢者、障害者等の日常生活を地域住民が支える体制の整備の促進を加えることとした。（第1条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 子育て支援対策臨時特例基金条例の有効期限を平成25年9月30日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 妊婦健康診査臨時特例基金条例の有効期限を平成24年9月30日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）